

病院広報誌広告掲載取扱基準

1 趣旨

この基準は、民間企業等との協働により病院の新たな財源を確保し、患者サービスの向上及び病院の経営健全化を図るため、病院広報誌に民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体

射水市民病院が発行する病院広報誌（市広報誌「広報いみず」と共に全戸配布する。1回当たり約33,000部発行。）

3 広告掲載の基準

射水市有料広告掲載要綱(平成19年射水市告示第37号。以下「要綱」という。)及び射水市有料広告掲載基準に準ずるものとする。

4 広告の規格等

規 格 縦4.5cm×横9cm

掲載位置 裏表紙下部

印刷方法 カラー刷り

5 広告枠数

4枠

6 広告掲載料

1枠当たり22,000円(税込)

7 広告掲載の優先順位

広告掲載希望者数が広告枠数を超える場合は、要綱第9条の規定により広告掲載の可否を決定する。ただし、同条に定める方法により難しいときは、抽選により決定するものとする。

附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。